

# 茨城県報

第5840号

昭和45年 8 月27日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)  
第三種郵便物認可

## 目 次

| 規 則                              | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ●茨城県財務規則の一部改正 (出納事務局) .....      | 1   |
| 告 示                              |     |
| ●保安林の指定解除予定 (林業課) .....          | 2   |
| ●山崎地区土地改良事業についての縦覧 (農地管理課) ..... | 2   |
| ●県営藤野地区土地改良事業についての縦覧 ( " ) ..... | 2   |
| ●県営内野地区土地改良事業についての縦覧 ( " ) ..... | 3   |
| ●三島地区換地計画の縦覧 ( " ) .....         | 3   |
| ●土地配分計画 (農地拓務課) .....            | 3   |
| ●笠間都市計画変更案の縦覧 (計画第一課) .....      | 4   |
| ●大子都市計画変更案の縦覧 ( " ) .....        | 4   |
| ●計量器定期検査の執行 (計量検査所) .....        | 5   |
| ●計量器定期検査の執行区域等の指定 ( " ) .....    | 5   |
| 公 告                              |     |
| ●建築許可に関する聴聞 (2件) (建築住宅課) .....   | 5   |
| ●住宅地造成事業の工事完了 (2件) ( " ) .....   | 5   |
| ●宅地建物取引業者の免許 ( " ) .....         | 7   |

## 規 則

### 茨城県規則第62号

茨城県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和45年 8 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県財務規則の一部を改正する規則

茨城県財務規則 (昭和44年茨城県規則第12号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 2 支所中

茨城県霞ヶ浦土地改良調査事務所

茨城県霞ヶ浦土地改良調査事務所下妻出張所

を

茨城県霞ヶ浦土地改良調査事務所

茨城県霞ヶ浦土地改良調査事務所石岡出張所

に

改める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年 8 月 1 日から適用する。

## 告 示

### 茨城県告示第1157号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年 法律第249号）第30条の規定により公示する。

昭和45年 8 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東茨城郡大洗町大貫町字前原1212の12（次の図に示す部分に限る。）1212の22から1212の24まで。

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び大洗町役場に備えおいて縦覧に供する。）

### 茨城県告示第1158号

八郷町山崎土地改良区が行なおうとする 山崎地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 8 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

八郷町山崎土地改良区定款の写し

山崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年 9 月 1 日から昭和45年 9 月21日まで

3 縦覧の場所 八郷町役場

### 茨城県告示第1159号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営藤野地区土地改良事業について計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年 8 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営藤野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年9月5日から昭和45年9月25日まで

3 縦覧の場所 関城町役場

## 茨城県告示第1160号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき、県営内野地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年8月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営内野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間 昭和45年9月5日から昭和45年9月25日まで

3 縦覧の場所 河内村役場

## 茨城県告示第1161号

三島土地改良区・三島地区の換地計画の認可申請については適当と決定したので、土地改良法第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和45年8月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和45年9月3日から昭和45年9月24日まで

3 縦覧の場所 東茨城郡茨城町役場

## 茨城県告示第1162号

農地法第63条第2項の規定に基づき土地配分計画を作成したから同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和45年8月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 地 区 名     | 所 在 地 |     |            | 入 植 者      |            | 増 反 者      |            | 備 考 |
|-----------|-------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
|           | 郡 市   | 町 村 | 大 字        | 予定売<br>渡口数 | 予定売<br>渡面積 | 予定売<br>渡口数 | 予定売<br>渡面積 |     |
| 楡 形 の 8   | 多賀郡   | 十王町 | 伊 師        |            |            | 1          | 124        | 道路  |
| 楡 形 村 の 3 | 〃     | 〃   | 友 部        |            |            | 1          | 991        | 農地  |
| 菅 生 沼 の 9 | 北相馬郡  | 守谷町 | 板戸井        |            |            | 32         | 29,403     | 〃   |
| 葦 穂 の 1   | 新治郡   | 八郷町 | 上 曾<br>小 倉 |            |            | 7          | 12,943     | 〃   |

|            |   |   |     |  |   |       |       |
|------------|---|---|-----|--|---|-------|-------|
| 瓦 会 の 9    | 〃 | 〃 | 部 原 |  | 1 | 1,586 | 〃     |
| 半 の 木 の 20 | 〃 | 〃 | 山 崎 |  | 1 | 72    | 〃 再公示 |

## 茨城県告示第1163号

笠間都市計画道路（2等大路第1類第1号大和田甲の山線ほか3路線）を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年 法律第100号）第21条第2項において準用する 同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和45年 8 月 27 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画の種類 道 路
- 2 都市計画を定める土地の区域

笠間市大字飯合字雨ヶ谷

大字石井字中田、中野、台山、桜窪、中台、新地谷、宮廻り、新地  
前、後田

大字笠間字ザル田、道満下、神明前、上河原、荒町、地藏前、稲荷  
町、鉄砲町、日陰片町、雁間、権現、近森、遠森

大字箱田字間黒前、辰見沢、坊屋敷、山王下

大字寺崎字神田、沖

大字金井字神田、沖、右添、一丁五反町

大字大淵字神田

- 3 都市計画案の縦覧場所

茨城県庁及び笠間市役所

## 茨城県告示第1164号

大子都市計画道路（2等大路第2類第3号北田気矢田線ほか2路線）を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年 法律第100号）第21条第2項において準用する 同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

昭和45年 8 月 27 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画の種類 道 路
- 2 都市計画を定める土地の区域

大子町大字大子字管ノ沢、愛宕町、栄町、泉町、本町、金町、後山、瀬戸  
田及び小久慈

大字浅川字樫立目及び横道

大字北田気字砂古田、及び小屋原

大字池田字上松沼, 下松沼, 馬場, 音落, 上ノ内, 沖, 高瀬, 森平  
及び天神林

大字矢田字桜塚深町及び八石

### 3 都市計画案の縦覧場所

茨城県庁及び久慈郡大子町役場

#### 茨城県告示第1165号

結城市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和45年 8 月27日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

- 1 実施の時期 昭和45年 9 月28日から昭和45年10月27日まで
- 2 実施の場所 計量器の所在の場所

#### 茨城県告示第1166号

結城市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条 および 第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。ただし計量法第139条ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和45年 8 月27日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

| 執行区域  | 器 物 提 出 の 日 時                                  |                          | 器 物 提 出 の 場 所      |   |
|-------|------------------------------------------------|--------------------------|--------------------|---|
| 結 城 市 | 昭和45年 9 月28日                                   | (午前 9 時から<br>" 11時30分まで) | 結城市 (絹川地区) 臨時計量検査所 |   |
|       | " 9 月28日                                       | (午後 1 時から<br>" 3 時まで)    | " (上山川地区)          | " |
|       | " 9 月29日                                       | (午前 9 時から<br>" 11時30分まで) | " (江川地区)           | " |
|       | " 9 月29日                                       | (午後 1 時から<br>" 3 時まで)    | " (山川地区)           | " |
|       | " 9 月30日から<br>" 10月 6 日まで<br>(10月 3 日, 4 日を除く) | (午前 9 時から<br>午後 3 時まで)   | " (結城地区)           | " |

## 公 告

#### ●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第 1 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年 8 月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年 9 月 2 日 午後 3 時
- 2 聴 聞 場 所 日立市森山町字宮の脇104

- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの  
(機械工場の増築, 用途変更)
- 4 申請者住所氏名 日立市金沢町1429 沢 昌 竹 丸
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 平家建, 236.73 $m^2$ 用途変更 既存91.91 $m^2$ (住宅)増築  
原動機82.13Kw新設
- 6 建築物の位置 日立市森山町字宮の脇104
- 7 敷 地 面 積 766.11 $m^2$

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和45年8月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和45年9月1日 午後3時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市袴塚町2874—2
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの  
(紙加工場への用途変更)
- 4 申請者住所氏名 水戸市曙町5の1  
イトウ紙業株式会社 佐々木 幹 夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造, 2階建の階下のみ, 115.94 $m^2$ 用途変更 既存404.04 $m^2$   
原動機21.1Kw増築 10.5KwHP既設
- 6 建築物の位置 水戸市袴塚町2874—2
- 7 敷 地 面 積 769.3 $m^2$

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき, 次の地域の工事が昭和45年8月12日に完了したことを公告する。

昭和45年8月27日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
北相馬郡守谷町大字守谷字城内 甲932番地—1, 甲932番地—2, 甲乙932番地—2, 甲933番地, 甲934番地—1, 甲934番地—2, 甲934番地—3, 甲935番地, 甲935番地—1, 甲935番地—2, 甲936番地, 甲936番地—1, 甲937番地, 甲938番地, 甲938番地—1  
北相馬郡守谷町大字守谷字御茶屋下甲990番地

## 2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡守谷町大字守谷甲22番地

有限会社 岩田不動産

代表取締役 岩 田 久

## ●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年 法律第160号）第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和45年 8 月 7 日に完了したことを公告する。

昭和45年 8 月 27 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

## 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町大字守谷字柳作甲2856番地

## 2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡守谷町守谷甲249の1

明星電気株式会社守谷工場

取締役工場長 武 本 達之助

## ●宅地建築物取引業者の免許について

宅地建物取引業法第3条の規定にもとづき、次の者を宅地建物取引業者として免許した。

昭和45年 8 月 27 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

| 免許番号<br>及び年月日 | 商号又は名称                  | 申請人氏名   | 取引主任者氏名 | 主たる事務所の所在地      |
|---------------|-------------------------|---------|---------|-----------------|
| (1) 353       | 財団法人<br>勝田市住宅公社         | 川 又 敏 雄 | 黒 沢 太加男 | 勝田市大字東石川1370    |
| (1) 354       | 宮内商店不動産<br>部            | 宮 内 智 博 | 宮 内 智 博 | 日立市平和町1—13—3    |
| (1) 355       | 株式会社<br>篠 屋 不 動 産       | 篠 崎 富 治 | 須 藤 平 逸 | 北相馬郡取手町戸頭260    |
| (1) 356       | 水 戸 不 動 産               | 立 原 清   | 立 原 清   | 水戸市大町1丁目2番29号   |
| (1) 357       | 株式会社<br>鹿島総合不動産<br>センター | 菅 宮 正   | 谷 村 進 一 | 鹿島郡波崎町8515      |
| (1) 358       | 鹿島商事株式会<br>社            | 花 塚 春 治 | 黒 沢 淑   | 鹿島郡波崎町矢田部5783の1 |
| (1) 359       | 坂 本 不 動 産               | 坂 本 悖一郎 | 坂 本 悖一郎 | 稲敷郡阿見町立の越667    |

◀ 県政の総覧 県民の六法 ▶

## ≡ 茨 城 県 報 ≡

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県印刷所あてお申し込み下さい。  
購読料は，送料とも1ヵ月300円であります。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所